

岩手県

許可番号 00329146787

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 生藤 勇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 6年 8月26日

許可の有効年月日 令和13年 1月 6日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮処理)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・繊維くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず(これらのうち廃石膏ボードを除く。)

以下余白

(2) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・動物の死体
- ・ばいじん

以下余白

(3) 中間処理 (破砕処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

- ・廃プラスチック類

(以下、裏面記載)

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(4) 中間処理 (溶融処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥
- ・廃プラスチック類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日	令和4年2月15日
ウ 処理能力	廃プラスチック類 36t/日 (4.5t/時間) 紙くず 30.4t/日 (3.8t/時間) 繊維くず 12t/日 (1.5t/時間) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードを除く。) 102.4t/日 (12.8t/時間)
エ 設置許可年月日	— (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号	— (設置許可対象外施設)

(2) 焼却施設

ア 設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日	平成20年12月19日
ウ 処理能力	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。) がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん 87.9t/日 (3.663t/時間)
エ 設置許可年月日	平成20年12月18日
オ 設置許可番号	第208003-14号
カ 保管施設	別表のとおり

(3) 破砕施設 I

ア 設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日	平成30年12月25日
ウ 処理能力	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。) 173.44t/日 (21.68t/時間) 木くず 272.56t/日 (34.07t/時間) がれき類 495.52t/日 (61.94t/時間) ゴムくず 257.68t/日 (32.21t/時間) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。) 594.64t/日 (74.33t/時間) 紙くず 84.24t/日 (10.53t/時間) 繊維くず 59.44t/日 (7.43t/時間) 金属くず (自動車等破砕物を除く。)

(以下、2枚目記載)

559.92t/日 (69.99t/時間)

エ 設置許可年月日 平成30年12月12日
 オ 設置許可番号 第218007-11号
 (4) 破碎施設Ⅱ
 ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

イ 設置年月日
 ウ 処理能力

廃プラスチック類	90.4t/日 (11.3t/時間)
木くず	141.6t/日 (17.7t/時間)
がれき類	381.6t/日 (47.7t/時間)
ゴムくず	134.4t/日 (16.8t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	257.6t/日 (32.2t/時間)
紙くず	77.36t/日 (9.67t/時間)
繊維くず	30.96t/日 (3.87t/時間)
金属くず	291.2t/日 (36.4t/時間)

エ 設置許可年月日 令和6年7月3日
 オ 設置許可番号 第224007-3号
 (5) 破碎施設Ⅲ
 ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

イ 設置年月日
 ウ 処理能力

廃プラスチック類	222.43t/日 (27.8t/時間)
紙くず	190.66t/日 (23.83t/時間)
木くず	349.54t/日 (43.69t/時間)
繊維くず	76.26t/日 (9.53t/時間)
ゴムくず	330.47t/日 (41.31t/時間)
金属くず	718.14t/日 (89.77t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	635.52t/日 (79.44t/時間)
がれき類	940.57t/日 (117.57t/時間)

エ 設置許可年月日 令和6年7月3日
 オ 設置許可番号 第124007-2号
 (6) 溶融施設
 ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

イ 設置年月日 平成20年12月19日
 ウ 処理能力 汚泥、廃プラスチック類
 13.13t/日 (0.547t/時間)

エ 設置許可年月日 平成19年3月29日
 オ 設置許可番号 第106003-21号
 以下余白

3. 許可の条件 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月 7日 当初許可

平成21年 2月25日 変更届出書受理

(1) 本店所在地を岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目5番12から変更したこと。

(2) 代表者を脇本又村から変更したこと。

平成22年 7月21日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

平成23年 1月 5日 変更届出書受理 (代表者を池田克彦から変更したこと。)

平成24年 2月22日 変更届出書受理

(1) 焼却施設の処理能力を変更したこと。

(2) 保管施設の概要を変更したこと。

平成25年 9月 6日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

(以下、裏面記載)

平成26年 1月 7日 更新許可
 平成26年 2月28日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成26年 3月12日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成26年 3月12日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成26年11月11日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）
 平成26年12月26日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成27年 5月28日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に燃え殻、動物のふん尿の中間処理（焼却処理）を追加したこと。）
 平成27年 6月10日 変更届出書受理（破碎施設を1施設追加したこと。）
 平成27年 7月 6日 変更届出書受理（代表者を松島義治から変更したこと。）
 平成29年 2月 2日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成29年 4月 7日 変更届出書受理（破碎施設を1施設廃止したこと。）
 平成29年 7月21日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成29年11月16日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 平成31年 1月 7日 更新許可
 令和 2年 2月26日 事業範囲の変更許可
 (1) 中間処理（焼却処理）の金属くずについて、「廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと一体となり分別できないものに限る。」とする限定を解除したこと。
 (2) 中間処理（焼却処理）のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「医療系廃棄物に限る。」とする限定を解除したこと。
 令和 2年 7月22日 変更届出書受理（代表者を松本榮市から変更したこと。）
 令和 2年10月27日 変更届出書受理（破碎施設を1施設追加したこと。）
 令和 4年 5月13日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類の中間処理（圧縮施設）を追加したこと。）
 令和 4年10月14日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）の中間処理（圧縮処理）を追加したこと。）
 令和 4年12月 5日 変更届出書受理（破碎施設を1施設追加したこと。）
 令和 6年 1月 7日 更新許可（優良認定）
 令和 6年 4月 4日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 6年 5月21日 変更届出書受理（破碎施設を1施設廃止したこと。）
 令和 6年 8月26日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にがれき類、動物の死体、ばいじんの中間処理（焼却処理）を追加したこと。）
 令和 6年 9月18日 変更届出書受理（破碎施設を1施設追加したこと。）
 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
 以下余白

別表（保管施設の概要）

1 焼却施設及び溶融施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

区 分				保管 高さ (m)	保管 面積 (㎡)	保管 体積 (㎡)	保管 重量 (t)	備 考	
処分 の た め の 保 管	廃プラスチック類、木くず、紙くず、 繊維くず			—	476.2	1172.4	644.82	屋内保管 破碎処理のための保管場 所と兼ねる※ ¹	
	繊維くず、汚泥			—	63	315	346.50	屋内保管	
	木くず、紙くず、繊維くず			—	73.5	367.5	202.13	屋内保管	
	燃え殻、汚泥、動植物性残さ、動物系 固形不要物、動物のふん尿、ばいじん、 動物の死体			—	31.5	157.5	198.45	屋内保管※ ²	
	廃プラスチック類、紙くず、繊維く ず、動植物性残さ、動物系固形不要 物、ゴムくず、金属くず、ガラスく ず、コンクリートくず（工作物の新 築、改築又は除去に伴って生じたも のを除く。）及び陶磁器くず			—	31.5	157.5	177.98	屋内保管	
	廃プラスチック類、動植物性残さ、 動物系固形不要物、金属くず、ガラ スくず、コンクリートくず（工作物 の新築、改築又は除去に伴って生じ たものを除く。）及び陶磁器くず			—	28	140	158.20	屋内保管	
	廃プラスチック類、金属くず、ガラ スくず、コンクリートくず（工作物 の新築、改築又は除去に伴って生じ たものを除く。）及び陶磁器くず、が れき類			—	18	6	8.88	屋内保管 破碎処理のための保管場 所と兼ねる※ ¹	
	廃プラスチック類、木くず、繊維く ず			4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管	
	廃油			—	4.23	15	13.50	15 ㎡タンク内保管	
	廃酸			—	4.2	10	12.50	10 ㎡タンク内保管	
廃アルカリ			—	10.66	30	33.90	15 ㎡タンク内保管、2 基		
処分 後 の 保 管	燃え殻	粗大物 ヤード	粗大物コンテナ	—	13.5	21.6	—	屋内保管※ ³	
			1 ㎡コンテナ	—	1	1	—		
			ダンプ	—	4.7	1.4	—		
			直置き	—	24	20	—		
		燃え殻ストックヤード1			—	35	60.5	—	屋内保管
		燃え殻ストックヤード2 ※ ⁴			—	35	60.5	—	屋内保管
		燃え殻ストックヤード3 兼製砂スラグヤード※ ⁴			—	35	60.5	—	屋内保管

（以下、裏面記載）

区 分			保管 高さ (m)	保管 面積 (m ²)	保管 体積 (m ³)	保管 重量 (t)	備 考
処分後の保管	スラグ	スラグヤード	—	20.6	20.6	—	屋内保管
		燃え殻ストックヤード3 兼製砂スラグヤード※4	—	35	60.5	—	屋内保管
	ばいじん	ばいじんストックヤード 1	—	35	60.5	—	屋内保管
		ばいじんストックヤード 2	—	38.7	66.8	—	屋内保管
		ダスト棟内	—	1	1	—	屋内保管、1 m ³ コンテナ使用
		ボイラ灰コンベヤ出口	—	1	1	—	屋内保管、1 m ³ コンテナ使用

- ※1 破砕処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。
- ※2 特別管理産業廃棄物である燃え殻との同時保管は行わない。
- ※3 粗大物ヤードにおいて各種保管容器を用いて（又は直置き）保管する場合について、それぞれの場合における最大値。
- ※4 焼却炉・溶融炉の稼働状況に応じて使用し、燃え殻とスラグの同時保管は行わない。

2 破砕施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

区 分		保管 高さ (m)	保管 面積 (m ²)	保管 体積 (m ³)	保管 重量 (t)	備 考
処 分 の た め の 保 管	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類	-	492	1344.0	1989.12	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類	-	18	28	41.44	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類、木くず、繊維くず	4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管 バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる 処分後の保管場所と兼ねる
処 分 後 の 保 管	廃プラスチック類、木くず、繊維くず	4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管 バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる 処分後の保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類	-	18	28	41.44	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる

- ※1 各ヤードにおいては、廃棄物の種類ごとにバラ積又はコンテナ保管又はフレコン保管を行い、混合保管は行わない。
- ※2 焼却処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。
- ※3 各種廃棄物の保管容器を用いた（又は直置き）保管について、それぞれの場合における最大値。

3 圧縮施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）	1.5	80.0	60.0	60.0	建屋内保管 圧縮ヤード
処分後の保管	紙くず、繊維くず	3.0	18.0	36.0	16.2	屋内保管 プラヤード 焼却処理及び 破砕処理のため の保管場所 と兼ねる
	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）	3.0	224.0	599.0	599.0	屋外保管 圧縮保管ヤード

以下余白